

## 別添 1

### 令和6年度（一社）埼玉県トラック協会「トラックの日」の活動要領

#### 1. 目的

一般社団法人埼玉県トラック協会（以下「協会」という。）は、10月9日を「トラックの日」と定め、その活動を通じて、広く県民の理解と関心を深め、その社会的地位を一層向上させることを目的とする。

#### 2. 事業

協会の各支部は、交通安全の啓発や放置車両の撤去活動等地域に根ざした活動を展開し、広く地域住民に対する理解を求める。

#### 3. 助成金交付基準

助成金は、次の交付基準に基づき、1支部当たり20万円以内を助成する。

- (1) 「トラックの日」の活動に直接要する費用。（支部等の資産を形成するものでない）  
**※交通安全等の啓発品購入については、支出はできますが、賞品、景品、記念品等としては支出できません。（支部の会員様に向けた啓発品や記念品等の購入も支出できません。）**
- (2) 会議費は、会議室賃借料、若干の飲み物代等通常の会議に必要な費用。（酒宴を伴うものは支出できません。）
- (3) 昼食代に係る費用の支出はできません。
- (4) 当活動に従事した者に対する日当は、1名につき3,000円まで。  
**※活動当日以外の日当は支出できません。**  
**※受領書のサインは必ず本人からいただいでください。**
- (5) 放置車両等の撤去に必要な車両借り上げ料（運転者の日当を含む。）については、4トン車1台当たり25,000円以内（目安）とすること。また、車両の解体費用、リサイクル料金等については、助成出来ません。
- (6) 行政関係者等へのお礼で、手土産、現金等は支出できません。
- (7) 他団体と合同で開催する協賛金等は支出できません。
- (8) その他雑費としては、実費を計上して下さい。
- (9) 広く支部活動として参加し、一企業の活動として片寄りがないこと  
**※参加者の大半が一企業の社員などの場合は支出できません。**  
※交付金（運輸事業振興助成交付金）の用途につきましては、埼玉県より厳しい監査と指導を受けておりますので、ご不明な点は、協会総務課（齋藤）までお問い合わせ下さい。

#### 4. 助成金の請求

助成金は、別添2により協会に請求して下さい。

なお、この請求にあたっては、

- 各領収書（印紙が必要な領収書にはご注意ください）  
**※使用用途を必ず記入してください。**
- 活動状況を撮影した写真2枚以上添付して下さい。
- 活動に関する啓発物（作成物）は、その1部（現物）を必ず添付して下さい。
- 日当関係は署名等の写しを添付して下さい。